

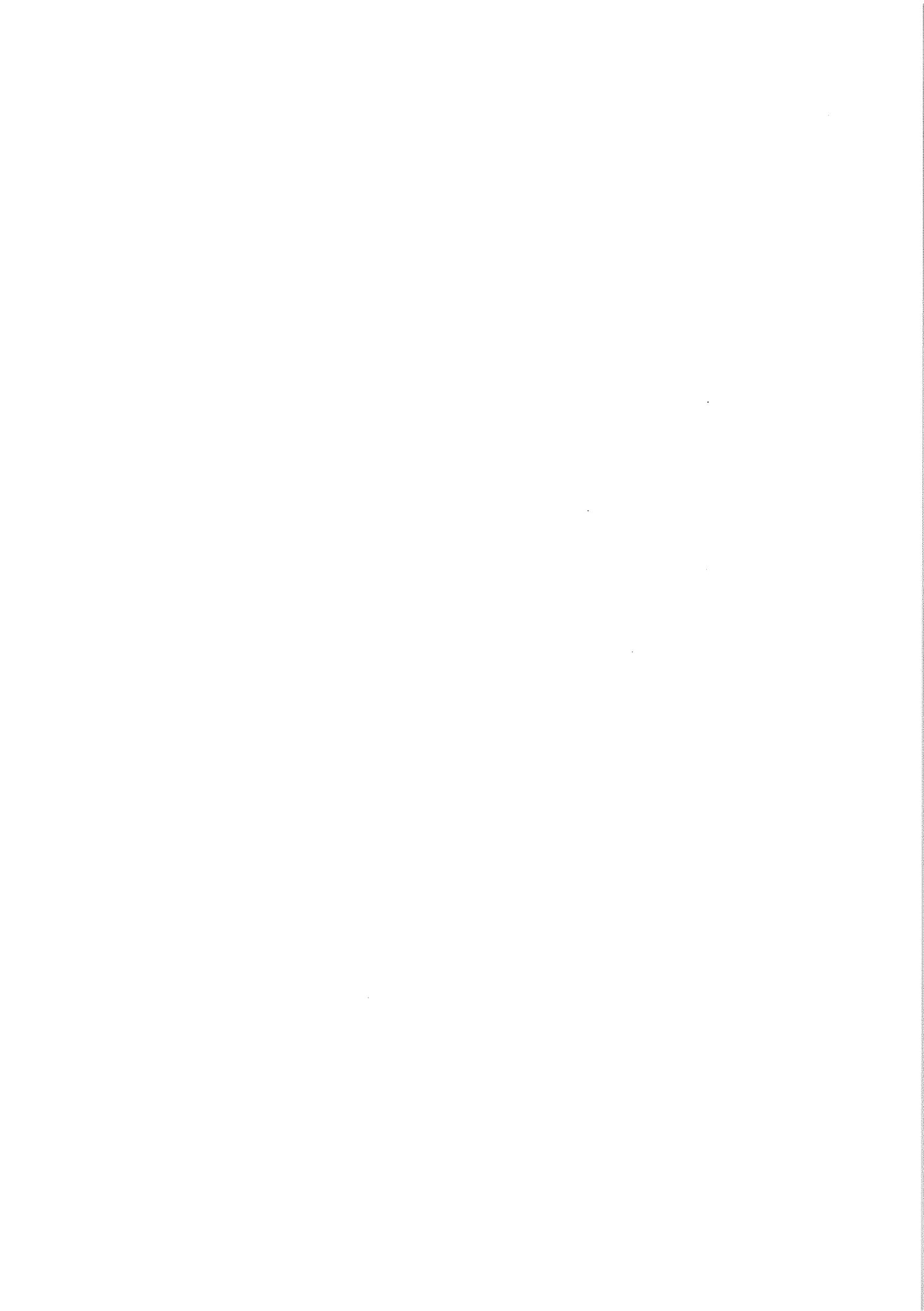
第3期中期経営計画

(令和3年度～令和7年度)

～地域社会に共感し、共に歩む社会福祉の創造～



社会福祉法人島根ライトハウス



はじめに

社会福祉法人島根ライトハウスは1959年に設立し、創設者高尾正徳の想いである「どんな人間であっても世の中に要らない人間はない」という設立精神のもと、地域に根差した福祉施設経営を進め、令和3年度は創立62年目を迎えました。

第1期中期経営計画（平成23年度～平成27年度）では、障害者支援事業における利用者の地域移行のためのグループホーム整備と相談支援事業の強化、高齢者支援事業における特別養護老人ホームの増築などに、また、第2期中期経営計画（平成28年度～令和2年度）では、社会福祉法人制度改革に伴う体制整備、緊急一時避難所の整備・運用、養護（盲）老人ホームの増築などに取り組みました。

今日、社会福祉法人を取り巻く環境は、2040年問題への対応等のための社会福祉法人制度改革、地域の人口減少・人材の流出等による福祉従事者不足に加え、新型コロナウイルス感染症などの感染症拡大防止対策、新たな生活様式に向けた規制改革など、様々な課題を抱えております。

今回策定する第3期中期経営計画は、これらの社会福祉法人を取り巻く課題に向き合い、第2期中期経営計画で掲げた①組織ガバナンスの整備、②事業継続の条件整備、③地域公益活動の推進を主たる柱とし、本法人の歴史と実績を担保しつつ、事業運営に取り組むための方策を盛り込んで策定しました。

本法人に集った真摯な精神と行動力を持った職員の英知を結集し、今後も一途に取り組んでまいります。

令和3年4月

社会福祉法人島根ライトハウス
理事長 青戸 亨

目 次

使命、基本精神、経営理念、経営ビジョン ······ 1

行動規範1、行動規範2 ······ 2

I 基本構想 ······ 3

1 策定の趣旨

2 計画期間

3 長期ビジョン

4 重点項目

5 進捗管理と評価

II 重点計画

1 法人全体 ······ 4

2 事業別

しののめ寮 ······ 7

ライトハウスライブラリー ······ 9

ゆめハウス ······ 12

かんなび園 ······ 14

なのはな園 ······ 16

【使命】

～人のために、社会のために～

【基本精神】

本法人の人材（財）と経営資源をもって、誰しもが安心した生活が営めるよう支えます

【経営理念】

- ・「視覚障がい支援」の主な担い手として、その使命を果たします
- ・権利擁護、人権尊重を旨として質の高いサービスを提供します
- ・専門性を高め、自主性と積極性をもって利用者ニーズに応えます
- ・経営基盤の強化と透明性のある経営に取り組みます
- ・社会のニーズを捉え、地域に貢献します

【経営ビジョン】

- ・利用者主体のサービス提供
- ・人材育成と健全な法人経営
- ・地域福祉の推進

【行動規範 1～職員のあるべき姿～】

1 人権の尊重

私たちは、常に利用者の立場に立って、本人の考え方、生き方、性格や好みを把握し、自己決定と選択を最大限尊重するとともに、プライバシーと個人情報の保護に努めます。

2 安心・安全なサービスの提供

私たちは、環境整備やリスクマネジメント体制の強化、人材育成、専門職としての資質向上に努め、事故や感染症の予防を図り、良質で安心・安全なサービスの提供に努めます。

3 地域との共生

私たちは、地域の一員として地域との連携・協働に積極的に関わり、福祉ニーズを的確に捉え、課題解決に向け地域社会への貢献に努めます。

4 コンプライアンスの徹底

私たちは、法令や社会的ルールをはじめ、法人の規程や理念、職場での決まり事を遵守し、実行します。

5 説明責任（アカウンタビリティー）の徹底

私たちは、利用者、地域とのコミュニケーションを図るとともに、情報開示や情報提供等の説明責任を果たすことにより、透明性の高い開かれた職場を目指します。

6 利用者満足の追求

私たちは、専門職として、教育・研修、自己啓発に努め、自らの質を高めることにより、自分自身が出来る能力を高め、利用者ニーズに的確に応える最良のサービスを提供します。

7 ワークライフバランスの実現

私たちは、「仕事と生活の調和」の実現のために、業務改善等積極的に行い自らも労務環境を改善し、「有意義な仕事時間」と「豊かな生活時間」を作り出します。

8 ガバナンスの強化

私たちは、社会的使命と責任を果たすため、職員が一丸となって健全で社会から信頼される組織となります。

【行動規範 2～毎日の心がけ～】

1 やさしい笑顔

2 明るい挨拶

3 清潔な身だしなみ

4 やさしく丁寧で相手を敬う心遣い

5 物・時を大切にする心

I 基本構想

1 策定の趣旨

平成 28 年度に策定した「第 2 期中期経営計画」では、平成 29 年度に実施された社会福祉法人制度改革に伴う、経営組織のガバナンス強化や事業運営の透明性の公表などを進めるとともに、人口減少、少子・高齢化の急速な進展などの状況の変化に対応し、事業を推進してきました。

また、地域社会から信頼され共に歩む社会福祉法人として一層その位置づけを高められるよう組織基盤（人と物）、財政基盤を堅固にし、本法人の使命が達成できるよう、これまで取り組んできましたが、「第 2 期中期経営計画」の計画期間（平成 28 年度から令和 2 年度）の終了を受け、事業の進捗や 2040 年を展望した新たな課題等を踏まえ、今後 5 年間の具体的な取組みを盛り込んだ「第 3 期中期経営計画」を策定しました。

2 計画期間

令和 3 年度～令和 7 年度の 5 ヶ年とします。

なお、本計画にないものは毎年度の事業計画、事業予算において説明します。また、制度改正等の状況に応じ修正します。

3 長期ビジョン

島根県における人口減少、少子・高齢化、新型感染症の拡大、経済の低迷は、地域社会の存続問題に影響します。誰しもが住み慣れた安心できる場所で生活が継続できるためには、使命に掲げる～人のために、社会のために～を堅持した取り組みが必要です。

したがって、地域社会に寄与する社会福祉法人として存続するために、健全な経営努力と先進的事業を推進します。

4 重点項目

① 人材の確保と定着、育成

ア 確保のための採用計画策定と養成校等への働きかけの推進

イ 定着のための給与と待遇と労務環境改善、子育て支援の重点取組みの推進

ウ 育成のための奨学金制度の活用奨励、高校新卒者への就労奨励の推進

② 施設の整備

特別養護老人ホームゆめハウス、養護（盲）老人ホームかんなび園、特別養護老人ホームなのはな園を事業対象とし、団塊の世代層のニーズの反映と、利用者を確保することを目的とした施設整備の推進

③ 法人評価の向上

ア 利用者ニーズに沿った良質で安全なサービス提供の推進

イ 地域公益活動の推進

5 進捗管理と評価

月例の経営会議において進捗状況を管理し、評議員会へ進捗状況、中間及び最終評価を報告して意見を求め、計画の進捗に反映します。

II 重点計画

1 重点計画 (法人全体)

1. 中期ビジョン

(1) 安定的な経営基盤確立

① ガバナンスの強化

a 外部理事の導入による理事会の機能強化

理事会の活性化によるガバナンス強化のため、外部理事を導入する。

b 本部と施設の連携強化

本計画の「基本精神」「経営理念」や「重点計画」などを全職員が理解し、推進できるよう、法人本部と各施設職員との連携強化に取り組む。

c リスクマネジメントの強化

リスクマネジメント委員会を設置し、事故・ヒヤリハットの発生を予防するとともに、発生時に的確な対応ができるよう、体制を整備する。

② 財務規律の強化

a 適正かつ公正な支出管理、積立金の適正管理

適正かつ公正な支出管理と積立金の適正管理を徹底することにより、財務管理を明確に、公共性を担保する。

b 公認会計士とのコンサル契約継続

公認会計士とのコンサル契約を継続し、適正な支出管理を行う。

③ 地域公益活動の推進

a 緊急避難施設の運用

生活困窮を理由に住居を失った方等へ生活再建への準備期間として住まいを無償で提供し、関係機関と連携し、自立を支援する。

b 地域の公益活動、小中高校への参画

ア しまねD W A Tへの協力施設としての参画

イ 松江市社会福祉協議会フードバンク事業の実施

ウ 松江地区、斐川地区社会福祉法人連絡会等の公益活動への参画

エ 地域の小中高校への関与

オ 利用者負担額軽減制度の実施

カ 実習生の受け入れ 等

c C S R活動の推進

法人の社会的評価を高め、社会的責任を果たすため、誠実な事業経営、地域社会・職員・環境との関わりを中心にC S R活動を推進する。

④ 収支の安定化

a 稼働率向上、加算確保による収入増

稼働率の向上のため、医療機関などの関係機関と連携を強化する。

また、報酬改定に合わせた加算を確実に取得し、CHASE の導入についても検討する。

b 経費節減の徹底

職員一人一人がコスト削減の意識を高めるとともに、法人のスケールメリットを生かした効率的・効果的な物品調達に取り組む。

(2) 安全対策の推進

① 感染症対策、防災対策の強化

業務継続計画、感染対策・防災マニュアル等の内容充実と周知徹底

各種計画を状況に応じ見直すなど、内容を充実させるとともに、職員への周知徹底を図る。

② 緊急時の施設間・事業所間連携体制の確立

迅速な情報の共有化と的確な対応のための仕組みづくり

感染症等の事業所情報を迅速に共有し、最新情報により対応できる仕組みをつくる。

(3) 人材の確保・定着・育成

① 障がい福祉・高齢者福祉従事者の確保

a 修学資金制度の有効活用

人材確保のために大学、短大、養成校等卒業者の確保に加え、高校新卒者を積極的に採用し、採用後の資格取得支援を実施する。

b ホームページ、SNS等の活用による情報発信の強化

多くの大学、短大、養成校生、高校生が閲覧したくなるような、魅力的な情報を広く発信する。

② 専門性の向上と法人運営を担う人材の育成

a マネジメント力の育成などのプログラム体系化

育成プログラムの体系化などによる研修体制の整備、多様な障害特性支援と介護支援スキルの向上、経営と運営のマネジメント力の育成などに取り組む。

b 研修の効率化

e ラーニングの導入等、効率的、効果的な研修を実施するとともに、OJT体制を強化する。

c 障害、高齢分野を超えた計画的な人事異動

法人内で分野を超えた計画的な人事異動を実施し、広い視野を持った人材を育成する。

③ 労務環境の整備

- a 子育て支援制度の利用促進
育児休業制度の利用を促進し、取得率を向上させる。
- b タイムカード等の導入
職員への時間外縮減の意識啓発を行うとともに、タイムカード等を導入し、労働時間の適切な把握に努める。
- c 業務の外部委託、介護ロボット導入、ICT化の推進
職員の負担軽減、業務の効率化のため、業務の外部委託、介護ロボットの導入、ICT化、WEB会議を推進する。

2. 長期ビジョン

(1) 計画的な施設整備等

- 施設整備計画等の策定
ゆめハウス・かんなび園・なのはな園の施設建替計画、なのはな園の大規模修繕計画、資金計画を策定し、計画の進捗管理を行う。

2 重点計画 (事業別)

障がい事業部門

(しののめ寮)

1. 中期ビジョン

(1) 支援機能の充実

① 加齢化、病弱化に対する支援の充実

機能訓練、栄養ケアマネジメントの体制の継続

ア 理学療法士による機能訓練をサービス計画書に基づいて実施する。

イ 利用者個々の健康状態に応じた食事提供を実施する。

② 支援設備の安全確保

特殊浴槽の更新

平成18年に導入後14年経過したチェア一浴槽の座位安全装置の不良と座位姿勢が保てない利用者の利用不適応等の支障が生じていることから、安全性と快適性を確保するためにストレッチャー浴槽を導入する。

③ 若年者への成長支援の充実

日中活動の外部事業所利用、アート活動、障がい者スポーツの継続実施

当施設にないサービスメニューの利用と対人関係の構築とアート活動、スポーツ活動を通した自己表現の拡大などにより、より良い人生設計を目指す。

④ 強度行動障害など支援の困難性の高い利用者への支援の充実

強度行動障害支援専門員の養成、生活環境の改善、生活支援員の勤務体制の見直しにより支援体制の充実を図る。

ア あきらめない支援のために強度行動障害の理解と支援強化のために積極的に専門研修を受ける。

イ 利用者本人の自傷と他利用者への騒音などの悪影響を軽減するために、居室環境を改善する。

ウ 職員配置の薄い夜間帯への配置数を高め、支援体制の充実を図る。

(2) 労務負担の軽減

① 新たな支援体制の構築

同性支援のあり方の見直し

職員採用が難しい状況下では、同性支援に必要な男女別職員配置が出来なくなるため、ベテラン女性支援員による男性利用者支援を部分的に進める。

② 業務の見直しによる支援の充実

生活支援員業務から間接業務の分離

生活支援員が行っている間接業務で支援業務の妨げになっている内容を精査し、外部委託等の方法により分離を進める。

(3) 職員体制の見直し

① 支援体制の充実

生活支援員の増員による配置基準の見直し

高い報酬区分に変更し、その成果を利用者支援にかかる設備等に分配する。

② 支援メニューの充実

生活支援員増員後の日中活動メニューの検討

多様な障害類型、年齢層の拡大に伴う介護等の多様な支援ニーズに対応しきれていないため、支援体制の充実を進める。

2. 長期ビジョン

(1) 施設機能の維持、強化

① 視覚障害支援の担い手としての機能強化

視覚障害支援のスキル維持のための研修の継続的な実施

視覚障害と知的障害等を有する重複障害者への支援には視覚障害支援のノウハウが基本となることから、視覚障害生活訓練等指導者による研修を継続する。

② 地域の障害者支援施設としての機能維持

相談支援事業、短期入所事業の積極的運用

宍道・雲南地域の希少な障害者支援機能として、地域の障害者の生活向上を図る。

③ 高齢障害者の生活環境整備と支援内容の確立

若年障害者と高齢障害者の生活場所の分離と支援内容の検討

多様な障害支援の他に介護支援が必要となってきていることから高齢障害者専用の居住空間と支援内容を合わせた支援体制の検討を進める。

(ライトハウスライブラリー)

1. 中期ビジョン

(1) 情報提供事業の充実

① 利用者のニーズに応えた蔵書の充実

- a 点字・録音図書、アクセシブルな電子書籍の量的拡充と質の向上
利用者に良質な図書を早く、読みやすい媒体で提供する。

- b 利用者対象者の拡大、点字図書館の円滑な利用支援
サピエB会員の登録と図書貸出の仕組みを確立する。

② 良質な図書を製作するための人材確保、養成、技術力向上

- a 点訳・音訳等に携わる人材の養成、活動支援

- ア 公共図書館と連携し、人材の確保を行う。

- イ 養成講習について情報発信する。

- ウ 点訳音訳奉仕員養成講習を実施する。

- b 点訳音訳図書の製作基準の共有、ノウハウの習得支援

- ア 活動中のボランティアのレベルアップを図る。

- イ 外部講師を招へいした研修会、地区巡回研修会を実施する。

- ウ 自動点訳ソフト、合成音声ソフトを活用できるボランティアを養成する。

- エ 職員を各種研修会に派遣する。

③ 視覚障がい者の読書環境の整備

- a サピエの活用方法の周知、普及

- 点字図書館と公共図書館が連携し、サピエ活用方法、向上研修を実施する。

- b 公共図書館と連携した図書の貸出

- 特別支援学校へアクセシブルな書籍、電子書籍を貸出する。

④ 新規利用登録者の増

- a サピエA会員の増対策

- サピエA会員の新規登録を進める。

- b サピエB会員登録制度の構築

- ア 特別支援学校のサピエB会員登録と録音図書の貸出を実施する。

- イ 県立図書館と特別支援学校への録音図書貸出を実施する。

(2) 生活支援事業の充実

- ① 自立社会参加を促すための生活リハビリテーションの充実
 - a 生活リハビリテーションの実施
 - ア 感覚訓練、点字指導、歩行訓練を実施する。
 - イ 補装具、日常生活用具の使用方法等を指導、助言する。
 - ウ 様々な読書媒体や端末機器等の紹介、習得支援を行う。
 - b リハビリテーション事業の効率的提供
 - ア 記録の効率化と共有化のため、アプリケーションソフトを導入する。
 - イ 視覚リハ相談開始までの待機時間を短縮する。
- ② 視覚障がい者の生活の質の向上
 - a 補装具、日常生活用具の紹介、斡旋、普及
 - ア 補装具、日常生活用具の紹介、斡旋をする。
 - イ 「ら・ら・ふえすた」への出展、地区巡回展を実施する。
 - b 身体障害者補助犬貸与事業
貸与希望者を把握し、計画的な貸与を進める。
 - c 様々な読書媒体や端末機器等の紹介、習得支援
ICT知識の普及啓発、パソコン、スマートフォンの使用研修会を実施する。
- ③ 視覚障がい者の社会参加の促進
 - a 視覚障がい者をサポートする組織との連携
 - ア 島根ビジョンネットワークの一員として研修会を実施する。
 - イ 視覚障がい当事者の家族に対して有用な情報を提供とともに家族会を開催する。
 - ウ 介護保険事業所団体に参加する。
 - b 当事者団体の活動支援
島根県視覚障害者福祉協会、島根ハーネスの会、山陰網膜色素変性症協会、しまね盲ろう者友の会などを支援する。
 - c 文化スポーツ活動へ参加できるきっかけづくり
スポーツ交流事業の実施と他団体主催のスポーツ交流事業参加へのサポートをする。

(3) 広報啓発事業の充実

- ① 視覚障がいに関する啓発、情報提供、情報発信
 - a 新聞、ラジオ、テレビなどのメディアを利用した情報発信

- ア マスコミを利用して研修会等の情報を発信する。
 - イ 視覚障がいについての理解啓発に取り組む。
 - b SNS 等を活用した情報発信
 - ホームページ、メーリングリスト、ツイッター、フェイスブックなどを活用する。
- ② ライブラリーの認知度向上の取り組み
- a 「ら・ら・ふえすた」の開催
 - イベントを各種媒体でPRすることで認知度のアップにつなげる。
 - b 情報提供
 - ア 行事などを積極的にプレスリリースする。
 - イ ホームページ、ツイッターなどから情報を発信する。

(4) 組織強化と財政の健全化

- ① 点字図書館運営に関わる職員の確保
 - a 点訳指導員資格の取得支援
 - 資格取得に向けた業務支援をする。
 - b 司書有資格者の確保
 - 有資格職員の採用を検討する。
- ② 安定的な経営を行うための体制作り、収入増の取り組み
 - a 行政情報の点字化、音声化の働きかけと受注体制の強化
 - 当事者団体と共に自治体に向けて行政情報の点字化、音声化を働きかける。
 - b 選挙公報製作のプロジェクトチームの立ち上げ
 - 選挙が実施される時期に複数の職員体制を構築する。

(5) 施設の修繕と備品の充実

- 点字図書館の機能整備
 - a 点字プリンターの購入
 - b 外壁、屋根、空調設備などの修繕

2. 長期ビジョン なし

高齢事業部門

(ゆめハウス)

1 中期ビジョン

(1) 経営の安定化

収益の確保

a 退所後の空床は 14 日以内とするために入所担当を複数配置

ア 入所担当者 2 名体制

イ 効率的な入所前健康診断のために医療機関と連携強化

b 通所介護事業は収益率の高い大規模事業所 I として継続

1 カ月平均延利用者 850~900 人目標

c 経費節減の取り組み継続 (日用品管理、省エネ等)

日用品等使用状況をフィードバックしコスト削減の意識継続

(2) 働きやすい職場づくり

① 業務改善による時間外業務の削減

a 勤務時間と業務内容の整合性を図る

ア 排泄支援時間の見直し等業務効率化の取り組み

イ 居室担当業務時間の確保

b 補助業務体制の検討

補助業務を整理し介護職員の業務負担を減らす

② 腰痛予防となる介護方法の推進

ノーリフティングケアの充実、介護機器、用具の活用

ア 委員会の継続によるケア方法の検討

イ ノーリフティングケア充実のための研修受講

ウ 介護機器、用具の活用

(3) チームケアの強化

① 看取りケア、認知症ケア、機能訓練体制等専門性を生かしたケアの推進

a 委員会を中心とした看取りケアの充実

グリーフケア方法について検討、実施

b 第 3 者介入の事例検討会

ア 認知症ケア充実のための担当委員会の決定

イ 質の向上のためのアドバイザー参加の事例検討

c 自立支援を目指した機能訓練の実施

ア 自立支援スキル向上のために研修会へ参加

イ 法人内の機能訓練士との情報交換

- ② 施設内事業所間連携の強化
短期入所と通所介護の併用者を対象としたサービス向上のための職種
毎の情報交換等の場づくり
ア 事業所間が繋がっている安心感を得るため、併設事業所を訪問して
の利用者への声掛け
イ サービス向上委員会を中心に PC で利用者情報を共有
- (4) 総合支援事業の方針決定
通所事業における総合支援事業の方針の決定
松江市の総合事業対象者の方針を受け、ゆめハウスの方針決定と実施
ア 総合事業対象者のサービス内容の検討、実施
イ 収益維持のための加算等の検討

2. 長期ビジョン

- (1) 計画的な施設整備
施設整備計画の策定
改築による施設整備計画・資金計画の策定、管理
ア 施設建て替え場所、時期の決定
イ 施設整備計画、資金計画の策定

(かんなび園)

1. 中期ビジョン

(1) 利用者サービスの質の向上

① 個別ケアの推進

a ケアマネジメント力の向上

ア 研修参加や施設間交流等により相談援助技術の向上を図る。

イ ケアプランの評価に重点を置き、多職種連携のもとプランの充実を図る。

b 活動性の向上

ア 掃除他役割を創出し園内活動の向上を図る。

イ 外部企業の協力を仰ぎ、内職を拡大することにより、活動性の向上を図る。

c QOL の向上

余暇活動を拡張し楽しみのある生活を推進する。

② 予防ケアの推進

a 心身の機能の維持・向上

機能訓練指導員を採用し、個別機能訓練の強化を図るとともに、個別機能訓練加算を取得する。

b 健康の維持

予防マニュアルを定着させ、利用者の健康維持を図る。

③ ターミナルケアの推進

a ターミナルケアの取り組み強化

養護老人ホームではあるが、終末期を過ごす場所として積極的に受け入れる。

b 意向確認の強化

ア エンディングノートを年2回更新し意向の変化に対応する。

イ ACP（アドバンスケアプランニング）により、意向の実現に向けてプランニングするとともに、終末期において利用者本人の意思決定能力が低下した場合、本人に代わって意思決定ができる人を選定する（家族、医療提供者、介護提供者等）。

c 医療的ケアの充実

ア 介護職員の認定特定行為業務従事者認定証取得を推進する。

イ 看護部門において個別医療プランを作成し、医療ケアの充実を図る。

④ 認知症ケアの推進

認知症ケアの取り組み強化

ア 認知症専門資格の取得の推進（認知症ケア専門士 認知症介護実践者等養成研修修了資格等）。

イ ユマニチュードケアを定着させ、認知症ケアの質の向上を図る。

(2) 施設の機能と経営維持

経営基盤の強化

a 稼働率の向上

ア 個別プラン（介護保険対象者）を充実させ、きめ細やかなケアを提供する。

イ 健康維持による入院日数の削減及び入退所時のタイムラグをなくすことにより空床状態を回避する。

b 入所者の確保

待機者が減った場合は、契約入所の導入を検討し、入所者の確保に努める。

(3) 計画的な施設整備

機能訓練と作業スペースの確保

リハビリ強化と活動性向上のため、機能訓練室及び作業室を設置する。

(4) 働きやすい職場つくり

① 職場環境マネジメントの強化

a 職員参加型の環境整備

雇用形態の違う職員で構成する「労働環境委員会」を発足し、働く職員主体の改善を推進する。

b 腰痛の予防対策強化

ア 腰の負担を軽減する福祉用具の導入を検討し実施する。

イ 腰に負荷のかかる業務を隨時改善する。

② 情報系システムの改善による業務の効率化

電話システム、ナースコール等、通信機器システムの構築（なのはな園共通）

老朽化等も勘案し、それぞれのシステム整備を実施し、現場業務、事務作業の軽減を図る。

③ 職場環境の改善

排水設備、外灯配備等駐車場整備（なのはな園共通）

職員駐車場の整備を実施し、利用環境を改善する。

2. 長期ビジョン

(1) 計画的な施設整備

施設整備計画の策定

建て替えに向けた整備計画

2038年度を建て替え目標にし、資金計画を策定、管理する。

(なのはな園)

1. 中期ビジョン

(1) 個別支援の充実

魅力ある福祉施設づくり

a 利用者の要望を取り入れた支援の見直し

各部署において、アンケート結果等も評価しながらサービス内容の見直しを行い、利用者個々の要望を取り入れた支援を実施する。

b 施設内事業所連携の強化

施設内事業所間の連携を強化し、全体の稼働率向上につなげる。

(2) 総合支援事業の方針決定

通所事業における総合支援事業の方針決定

出雲市の総合事業対象者の方針を受け、なのはな園の方針決定と実施

令和3年度の介護報酬改定により、要支援者に加え要介護者についても総合事業の対象とすることが市町村判断で可能になるため、令和3年度以降、動向を見据えながら対応する。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策

感染症予防対策の推進

感染予防に配慮した相談室の改修

感染症予防の観点から、玄関横への手洗い台の設置、入館者が直接相談室へ入室できるよう改修する。併せて、リモート面会と通常時の重複使用も勘案し、部屋の拡張等も実施する。

(4) 特養本館居室整備

入居施設の環境改善

プライバシー保護、感染症予防対策を配慮した特養本館居室の一部整備

短期居室において、入居者のプライバシー保護、感染症予防対策のため、

12床を個室化する（島根県介護施設等整備事業費補助金活用）。

(5) 働きやすい職場づくり

① 情報系システムの改善による業務の効率化

電話システム、ナースコール等、通信機器システムの構築（かんなび園共通）

老朽化等も勘案し、それぞれのシステム整備を実施し、現場業務、事務作業の軽減を図る。

② 職場環境の改善

a 排水設備、外灯配備等駐車場整備（かんなび園共通）

職員駐車場の整備を実施し、利用環境を改善する。

b 介護業務と間接業務の分離

介護業務の中に含まれる間接業務を分離させ、介護職員の負担軽減を図る。

c 介護業務負担の軽減

腰痛等介護業務負担の軽減策を検討する。

2. 長期ビジョン

(1) 計画的な施設整備

施設整備計画の策定

大規模修繕、改築による施設整備計画・資金計画の策定、管理

2028年度の本館大規模修繕、2029年度別館修繕、2038年度本館建替のための整備計画、資金計画の策定し、進捗管理を行う。

